

「フラット35子育て支援型」・「フラット35地域活性化型」について

1 対象となる事業の要件

以下の(1)及び(2)の要件に適合し、住宅金融支援機構が設置した有識者委員会において、事業内容が適切であると認められた事業が対象となります。

- (1) 事業を実施する地方公共団体において、計画又は方針に基づき、以下のいずれかの取組を積極的に実施していること。
 - ① 子育て支援
保育の受け皿の整備等の子育て支援の取組
 - ② U I Jターン
起業支援等の地域活性化に資する取組及び空き家の解消に資する取組
 - ③ コンパクトシティ形成
都市機能の誘導等のコンパクトシティ形成に資する取組及び空き家の解消に資する取組
- (2) 地方公共団体において、住宅の建設又は購入に対して、補助金交付などの財政的支援を行うものであること。

2 対象となる住宅等の要件

施策	対象となる要件(例)		
	世帯等の要件	住宅の種類	
フラット35 子育て支援型	子育て支援	若年子育て世帯 若年子育て世帯・親世帯等による同居・近居	既存住宅 新築住宅・既存住宅
	U I Jターン	U I Jターンによる移住	新築住宅・既存住宅
フラット35 地域活性化型	コンパクトシティ形成	居住誘導区域内に移住	新築住宅・既存住宅

※ 対象となる要件は、地方公共団体が地域の実情を踏まえて設定します。

3 金利引下げ幅

フラット35のお借入金利から、当初5年間、年▲0.25%引き下げます。

※1 本制度には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。

※2 複数の金利引下げ制度の併用については、取扱いが異なる場合があります。

(制度イメージ)

